⑵　失われる利益

本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で検証したところ、改変される起業地に生息する可能性がある希少な動植物として、最新の岡山県版レッドデータブック2009、2003と環境省レッドリスト（平成19年公表リスト）により検索した結果、コガマ、ヨシ群落、オギ群落の植物、ミサゴの鳥類、ゲンゴロウブナ、ヤリタナゴ、カネヒラ、ワタカ、ツチフキ、スジシマドジョウ、メダカ、マシジミの魚介類が確認されている。

工事の実施にあたって、堤防は緩勾配、低水部は２割勾配の捨石工を施工する等、コガマ、ヨシ群落、オギ群落の抽水植物の生育に適した、水域から陸域にかけた連続性を確保する工法を採用している。現河道の河床部はそのほとんどが現状維持され、ツチフキ、スジシマドジョウ、マシジミの主要な生息場となる河川底部の砂や砂泥が堆積する環境は維持される。ゲンゴロウブナ、ヤリタナゴ、カネヒラ、ワタカ及びメダカは流れの緩やかな場所を生息場としており、起業地区間においては砂川の合流先である百間川の背水の影響を受けて緩やかな流れが形成されており、かつ低水部に捨石工を設置する計画となっていることから、その空隙も併せて良好な生息環境が形成されると判断されている。また、ミサゴ（鳥類）については、起業者の行った現地調査によると、飛翔が確認されているものの、営巣は確認されていないことから、影響は軽微と判断されている。これらの検証から、本件事業の施行による希少な動植物への影響は軽微であると予測されている。

また、本件事業区間内においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、砂川の流域における豪雨による洪水被害を防止するため、川幅を拡幅する引堤、築堤及びこれに伴う既設堤防の撤去を行い、流下能力340㎥／秒の河積を確保する河川改修事業である。また、本件事業の事業計画は、旭川水系河川整備基本方針及び中小河川改良工事全体計画に整合し、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格にも適合していると認められる。

本件区間において河川の改修方法としては、申請案である右岸引堤案のほか、左岸引堤により流下能力を向上させる案が比較検討されている。なお、それ以外にも、現堤防高の嵩上げや河床の掘り下げによる河積を確保する案、両岸を引堤する案も考えられるが、前者は下流側の改修済区間との整合を図ることができないこと、後者は既存の堤防を活用することができず明らかに経済性に劣ることから、検討から除外されている。

左岸引堤案は、申請案と比較すると支障物件及び取得必要用地面積が多くなり、また下流側の改修済区間と整合させるためには改修済区間との境界付近で引堤を左岸側から右岸側へシフトさせる必要があることから、社会的影響が大きく、事業費も多額になることから経済的に見て合理的な方法とは言えない。

したがって、申請案は経済的にも廉価であるうえ、河川法線は現況の直線河道を変更しないことから河道特性を維持でき、かつ、本体事業の起点である下流側の改修済区間との整合を図ることができ、総合的に比較すると最も合理的であると認められる。さらに、本体事業の施行に伴う市道及び農業用水路付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件事業区間の現況流下能力は、著しく不足していることから、過去に水位が現況堤防高付近まで迫り、非常に危険な状態も発生しており、本件区間の背後地への浸水被害の発生を防止するため、本件事業をできるだけ早期に施行する必要があると認められる。

また、本件事業の早期完成を求める声は強く、砂川改修促進期成会（岡山市、赤磐市）から本件事業の整備促進を強く要望されているところである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岡山県岡山市東区役所

国会事項

国立国会図書館

辞令

（調査及び立法考査局総合調査室主任）国立国会図書館専門調査員　長谷川　俊介

（調査及び立法考査局文教科学技術調査室主任）同　戸澤　幾子

（調査及び立法考査局海外立法情報調査室主任）同　萩原　愛一

願により国立国会図書館専門調査員を免ずる（各通）

（国際子ども図書館長）国立国会図書館司書　齋藤　友紀子

（主題情報部付司書監）同　折田　洋晴

（調査及び立法考査局付主幹・国会分館長事務取扱）国立国会図書館調査員　神　繁司

（総務部付主任参事）国立国会図書館参事　桐原　猛

（資料提供部複写課長）国立国会図書館司書　青野千壽代

国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十五条の二第一項の規定により定年退職（各通）

（国際子ども図書館資料情報課長）同　大幸　直子

願により国立国会図書館司書を免ずる（以上三月三十一日）

（調査及び立法考査局国土交通調査室主任）国立国会図書館専門調査員　山口　広文

調査及び立法考査局総合調査室主任を命ずる

（調査及び立法考査局議会官庁資料調査室主任）同　岡村　光章

調査及び立法考査局国土交通調査室主任を命ずる

（調査及び立法考査局海外立法情報調査室付）同　楢月　献二

調査及び立法考査局海外立法情報調査室主任を命ずる

（主題情報部長）国立国会図書館司書　吉本　紀

国立国会図書館専門調査員に任命する

調査及び立法考査局議会官庁資料調査室主任を命ずる

（調査及び立法考査局総合調査室付主幹）国立国会図書館調査員　江澤　和雄

国立国会図書館専門調査員に任命する

調査及び立法考査局文教科学技術調査室主任を命ずる

（関西館長）国立国会図書館司書　中井万知子

資料提供部長を命ずる

（関西館次長）同　山口　和之

関西館長を命ずる

（資料提供部長）同　池本　幸雄

国際子ども図書館長を命ずる